

充實ヲ期セラレタキコト

四十四、職員及職工ノ精

神修養ノ爲メ毎月

一回ノ講演會ヲ開

催セラレタシ

四十五、職工代表者ノ

定時會合ヲ許可セ

ラレ度

四十六、職工代表者ヲ

有意義ニ認メラレ度

ニシテ

四十七、現在ノ職工代表

者ハ全職工ノ意圖

ヲ代表スルニ備

五十八、職工代表者ハ

十五名中ヨリ一人宛

ニ評議員ヲ選ビ評

議員ヲ於テ評議決

議ハ該會事項ヲ代表

者トシテ該會中

告シ得ル様改正ス

レタ

四十九、職工代表者ハ

該會中ヨリ一人宛

ニ評議員ヲ選ビ評

議員ヲ於テ評議決

議ハ該會事項ヲ代表

者トシテ該會中

告シ得ル様改正ス

レタ

四十四、可成屢々開催スル如ク努ム

ルモ回数ハ定メ難シ

尚講演會ニ出席スル時間ハ常

備給ラザル

四十五、課長ハ其内務

課長ハ其内務課長

ニシテ

四十六、代表者ハ其内務

課長ハ其内務課長

ニシテ

四十七、現在ノ職工代表

者ハ全職工ノ意圖

ヲ代表スルニ備

五十八、職工代表者ハ

十五名中ヨリ一人宛

ニ評議員ヲ選ビ評

議員ヲ於テ評議決

議ハ該會事項ヲ代表

者トシテ該會中

告シ得ル様改正ス

レタ

四十九、職工代表者ハ

該會中ヨリ一人宛

ニ評議員ヲ選ビ評

議員ヲ於テ評議決

議ハ該會事項ヲ代表

者トシテ該會中

告シ得ル様改正ス

レタ